

[利用料免除のご案内]

- ①障がい者手帳（※1）をお持ちのご本人：無料（各種教室有料）
- ②介護者：身体障がい者第2種は有料、その他の場合は1名無料（各種教室有料）
- ・中学生以下の場合、介助者に該当しない場合がございます。
 - ・利用内容などによって、介助者に該当しない場合がございます。
 - ・介助者は被介助者と一緒に、施設をご利用ください。
 - ・トレーニングジム利用の際は、介助者の方も初回講習が必要です。
- ③対象となる施設及び減免となる料金
- ・屋内運動施設利用料金（各種教室有料）
 - ・テニス場、ソフトボール場及び多目的運動場利用料金（※2）
 - ・更衣等施設利用料金

※2 プレーする全員が障がい者手帳をお持ちの場合、施設利用料が免除されます。

県民健康福祉村管理事務所

※ 1

対象となる障害者のかた	必要書類
身体障害者手帳の交付を受けているかた	身体障害者手帳
療育手帳の交付を受けているかた	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた	精神障害者保健福祉手帳
障害福祉サービス受給者	障害福祉サービス受給者証
特定医療費（指定難病）受給者	特定医療費（指定難病）受給者証
特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
被爆者健康手帳の交付を受けているかた	被爆者健康手帳
戦傷病者手帳の交付を受けているかた	戦傷病者手帳
介護保険要介護又は要支援認定を受けているかた	介護保険被保険者証